

期日前投票立会人の心構え

期日前投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公平を確保するため公益代表として投票事務全般に立ち会う重要な職責を有しますので、次の注意事項を順守してください。

- 1 必ず印鑑（朱肉を使用するもの）を持参し、立会開始時間の10分前までに参会してください。

なお、投票立会人は2名必要で、1名が欠けた場合、投票は無効となります。立会日当日、病気等やむを得ない事情で参会できない場合は、直ちに選挙管理委員会事務局（電話 0561-73-3418（直通））に連絡してください。

- 2 当日の服装は、公務に相応しい服装をしてください。ジャージ又は華美な服装等のご遠慮ください。

- 3 投票時間中は、食事及びお手洗い以外にはみだりに離席をしないでください。真にやむを得ない理由がある場合のほかは、投票所はもとより庁舎から外へ出ることはできません。

また、立会時間中は携帯電話、スマートフォン等の利用はできません。

なお、離席をする場合は、必ず投票管理者に連絡し、同時に2人以上が離席をしないようにしてください。

- 4 自由、公平、平等の原則に反しないよう留意し、選挙人の疑惑を招くような言動並びに雑談又は候補者の得票予想をする等の言動は、厳に慎んでください。

- 5 期日前投票立会人は、投票事務が公正、適確かつ迅速に行われ、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう、投票管理者に意見を申し出る等し、積極的に投票管理者に協力することが大切です。

なお、投票管理者に意見を申し出る場合は、投票手続が進行中のこともあるので、簡潔にその要点を申し出るよう心掛けてください。

- 6 期日前投票立会人は、ひとたび承諾して立会人となった以上は、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等の正当な場合を除き、辞職することはできません。

また、正当な理由がなくても公職選挙法に規定する義務に違反した場合は処罰されますので、注意してください。